

2026 年度

大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2 年 短 縮 型】

法律科目試験問題：憲法 (配点：100 点)

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で 4 ページである。
解答用紙は、全部で 6 ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、6 ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1 ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、
2 ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第 1 問問 1 は 1 ページから、第 1 問問 2 は 5 ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 解答用紙には黒鉛筆 (HB か B)、シャープペンシル (B)、黒ボールペン
又は万年筆 (黒インク) を使用すること。
- 9 営利目的で複製、転載、転用することを禁止する。また、入試問題を二次利用する場合は別途著作権許諾処理等を行うこと。

(空 白)

(憲法)

第1問

以下の文章を読んで、後の問1・2に答えなさい。

(1) 医療専門学校を運営する学校法人Xは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」(以下「法」という)に基づき、あん摩マッサージ指圧師の養成施設で視覚障害者以外の者を養成するものを新たに設置しようとして法2条1項の認定を申請した。これに対して、厚生労働大臣は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があるとして、平成28年2月5日付けで、法19条1項(以下「本件規定」という)により上記認定をしない処分(以下「本件処分」という)を行った。そこでXは、本件規定は憲法22条1項に違反すると主張して、Y(被告・国)に本件処分の取消しを求める訴えを提起した。

なお、本件規定は、昭和39年法律第120号による法の改正により設けられたものである。この改正法律は、昭和39年6月、第46回国会において、衆議院社会労働委員会が提出した法律案が可決されて成立したものであるところ、同委員会においては、委員から、本件規定の趣旨について、あん摩業は、視覚障害がある者にとって古来最も適当な職業とされてきたが、近時、それ以外の者のため、その職域を圧迫される傾向が著しい状況にあることから、視覚障害がある者を優先する措置を講ずるものである旨の説明がされていた。

(2) 視覚障害がある者の就労状況等は、以下のとおりである。

ア 視覚障害がある者の総数(18歳以上の推計値)の推移は、昭和35年に20万2000人、平成18年に31万人であった。視覚障害がある有職者の数及びその視覚障害がある者の総数に占める割合(就業率)の推移は、昭和35年に7万2114人で35.7%、平成18年に6万6340人で21.4%であった。また、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうに従事する視覚障害がある者の数及びその視覚障害がある有職者の数に占める割合の推移は、昭和35年に2万7548人で38.2%、平成18年に1万9637人で29.6%であった。

イ 平成15年において、視覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けたあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師のうち、その障害の程度が重く等級が1級又は2級である者の割合は、83.8%であった。

ウ 公共職業安定所(ハローワーク)における視覚障害がある者に対する職業紹介の全体件数のうち、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を基礎とした職業に係る件数の割合は、平成18年度から同26年度までにおいて、いずれも5割以上(重度の視覚障害がある者に限れば7割以上)であった。

(憲法)

エ 平成 25 年において、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の年間収入の平均値は、視覚障害がある者が 290.0 万円、それ以外の者が 636.2 万円であった。このうち視覚障害がある者について、年間収入が 300 万円以下の者の割合は 76.3%であった。

(3) あん摩マッサージ指圧師の養成状況等は、以下のとおりである。

ア 昭和 37 年において、あん摩マッサージ指圧師の総数は 5 万 1477 人であり、このうち視覚障害者以外の者 (2 万 619 人) の割合は 40.1%であった。これに対して、平成 26 年において、あん摩マッサージ指圧師の総数は 11 万 3215 人であり、このうち視覚障害者以外の者 (8 万 7216 人) の割合は 77.0%であった。

イ あん摩マッサージ指圧師に係る学校及び養成施設の定員 (1 学年) は、昭和 39 年度に合計 3980 人であり、平成 9 年度に合計 2973 人、同 27 年度に合計 2706 人であった。上記定員のうち視覚障害者以外の者の割合は、昭和 39 年度に 36.8%であったところ、平成 9 年度に 40.7%、同 27 年度に 45.8%と増加した。

ウ あん摩マッサージ指圧師に係る養成施設等で視覚障害者以外の者を対象とするものは、平成 27 年度において、10 都府県に合計 21 施設あり、その定員 (1 学年) は合計 1239 人である。

エ 視覚障害者以外の者を対象とする養成施設の定員に対する受験者数の割合は、平成 27 年度において、あん摩マッサージ指圧師の昼間養成施設が 149.2%、同夜間養成施設が 118.6%、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の昼間養成施設が 202.3%、同夜間養成施設が 296.6%であった。

問 1 Y の立場から、本件規定が合憲であるとの立論を、従来の判例に即して述べなさい。

(配点 : 60 点)

問 2 問 1 で述べた Y の立論に対して、X の立場から、本件規定が憲法 22 条 1 項に違反するとの憲法上の主張を述べなさい。

(配点 : 40 点)

(憲法)

【参照条文：あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律】

第1条 医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許（以下免許という。）を受けなければならない。

第2条 免許は、学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者で、3年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は次の各号に掲げる者の認定した当該各号に定める養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。

- 一 厚生労働大臣 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゆう師の養成施設又はあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師の養成施設
- 二 都道府県知事 はり師の養成施設、きゆう師の養成施設又ははり師及びきゆう師の養成施設

2 前項の認定を申請するには、申請書に、教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を記載した書類を添付して、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、これを文部科学大臣、厚生労働大臣又は養成施設の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

3 第1項の学校又は養成施設の設置者は、前項に規定する事項のうち教育課程、生徒の定員その他文部科学省令・厚生労働省令で定める事項を変更しようとするときは、文部科学省令・厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣又は同項の都道府県知事の承認を受けなければならない。

第19条 当分の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第

(憲法)

2条第1項の認定又はその生徒の定員の増加についての同条第3項の承認をしないことができる。

2 文部科学大臣又は厚生労働大臣は、前項の規定により認定又は承認をしない処分をしようとするときは、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

＜出題の趣旨等 2026年度 憲法＞

〔出題の趣旨〕

問1は、Yの立場から、本件規定が憲法22条1項の職業選択の自由に違反せず合憲であるとの立論を、従来の判例を踏まえたうえで、本件の具体的事情に即して行うことを求めている。

問2は、Xの立場から、本件規定が憲法22条1項に違反するとの主張を行うことを求めている。その際、問1で述べたYの立論に対して、的確な反論を行うことができているかが問われる。

なお、言うまでもないが、他の論述式試験科目と同じく、法科大学院で学ぶうえでの基本的学力として、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力があるかどうか、前提として問われている。

〔採点基準〕

問1では、まず、薬事法判決及び小売市場判決といった憲法22条1項に関する従来の判例を踏まえて、本件規定の目的、対象、方法等の性質及び内容に照らし、本件規定の合憲性に関する判断枠組みを定立することが求められる。具体的には、法2条1項に基づくあん摩マッサージ指圧師等の養成施設に対する認定処分の性質や、視覚障害者を保護するという本件規定の目的などを考慮して、説得的な判断枠組みを導き出しているかどうか問われる。そのうえで、各自が導き出した判断枠組みを、本件の具体的事情に即して適切に適用し、本件規定が合憲であることの論証を行うことが求められる。

問2でも、本件規定の目的、対象、方法等の性質及び内容に照らして、本件規定の合憲性に関する判断枠組みを定立するとともに、それを本件の具体的事情に適用することが求められる。その際、本件規定は憲法22条1項に違反すると主張するXの立場に立ったうえで、問1で述べたYの立論に対して、判断枠組み及びその適用の両面について、的確に反論できているかどうか問われる。

〔配点〕

問1 (60点)

問2 (40点)